



支援を必要とする子どもたちのために 特別支援教育を推進しています

保育園や幼稚園、認定こども園、小・中学校に通う子どもたちの中には、集団生活や学習面で困っている、個別の支援を必要とする子どもがいます。

市は、このような子どもたち一人一人の特性に合わせた「特別支援教育」を実施しています。

特別支援教育の充実のために

市は、個別の支援を必要とする子どもたちの教育ニーズに応じたきめ細かく適切な支援を行うため、次のようなことに取り組んでいます。

- 保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校に支援員などを配置
- 巡回相談員・教育相談員が保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校を訪問し、保護者や教師の相談に対応
- ことばの指導員を配置し、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校でことばの通級・巡回指導を実施



▲特別支援教育リーフレット

- 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター、ふれあい共育推進員の指導力・専門性を高めるために研修会を開催
 - 特別支援教育の理解・啓発のためにリーフレットを作成
- ※リーフレットは教育委員会に備え付けています

健全な育ちを支えるために 気になることがあれば相談を

個別の支援を必要とする子どもたちの行動の特徴を、本人の性格の問題などと安易に捉えず、なぜそのような行動をするのか、その背景を理解することが大切です。お子さんの様子で気になること

お子さんの様子で気になっていることはありませんか？

- 話を集中して聞けない
- 注意されても立ち歩く、教室から飛び出す
- かつとなつて乱暴する
- 聞いたことの意味が難しい
- 話したいことを言葉でうまく表現できない
- 文字を書くことや計算が苦手
- 人の気持ちや周囲の状況を感じ取ることが苦手
- 物事に独特のこだわりがある
- 物をよくなくす、忘れ物が多い

*このような様子に周りの大人が早く気づき、一人一人の特性に合わせて対応することが大切です

や困っていることがある場合は、各園や各小・中学校、教育委員会にご相談ください。
※教育相談の流れは下の図のとおりです

- 【問い合わせ】
- ▽教育相談室(☎23-0260)
 - ▽学校教育課(☎41-3146)
 - ▽こども課(☎41-3148)



「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」 いじめを防ぐために

市では「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「いじめ防止基本方針」という)を定めています。

この方針に基づき、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、取り組みを進めています。

「いじめ防止基本方針」四つの特色

①社会全体で取り組む
「いじめ防止基本方針」では、市・学校・保護者・児童生徒および地

域・関係機関の役割を示し、それぞれがいじめを防ぐために進んで行動することとしています。

各家庭には、何でも話し合える関係づくりや、子どもに悩みを抱え込ませないで相談させるような働き掛けをお願いしています。

②いじめを未然に防ぐために

各学校では、子どもたちがお互いの良さを認め合える授業・集団づくりに取り組みます。いじめをさせないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを、日頃から児童生徒に伝えていきます。

先生は子どもたちの良さや変化に気づき、日常的に話し合える雰囲気づくりを心掛けます。
さらに、市内小・中学校、高等学校の校長や生徒指導主事で組織する「生徒指導連絡協議会」では、平成27年6月に「情報機器使用ガイドライン」(*)を策定。学校と家庭・地域が連携し、情報モラル教育の充実を図っています。

*スマートフォンなどの適切な使用方法として▼夜9時以降は携帯電話などの使用をやめさせ、居間など保護者の目の届くところに置かせる▼個人が特定される情報アップしたり、他人を誹謗中傷したりする道具として使わせないーなど4項目を示しています

③子どもたちの取り組み
先生から指導・支援を受けながら、児童会・生徒会活動などを通して、いじめのない学校や学級集団づくりを進めます。

④いじめ防止を考える日
毎年6月1日を「いじめ防止を考える日」とし、各学校や保護者、地域など、市民それぞれが主体的かつ協力的に行動することを目指しています。

いじめ防止に地域の力を

いじめを防止するためには、地域の皆さんの協力も必要です。子どもたちが安全・安心な日々を送れるよう、見守りで気付いたことを学校へ連絡するなど、皆さんのお力添えをお願いします。



いじめを認知した場合の 学校の基本的な対応

- ①いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、迅速に当事者と加害者から具体的な言動について事実確認をする
- ②いじめられている児童生徒の担任などのみでいじめ問題を処理・対応することのないよう、学校全体で「組織」を活用して対応する
- ③校長をリーダーとし、いじめと認知した時点から早期に関係者で対応を協議する
- ④次の場合は直ちに教育委員会に口頭で報告を行い、学校と教育委員会で対応を検討する
 - 重大事態に発展する可能性がある場合
 - いじめに関わる問題と認知してから、ある程度の時間を要しても解決に至っていない場合
 - 当事者間や関係する児童生徒の間で、指導および対応に困難が予想される場合
- ⑤校長は事実に基づき児童生徒・保護者に説明する
- ⑥いじめの児童生徒には毅然と対応し、事実に応じて行為の善悪を理解させ、反省および謝罪をさせる
- ⑦法を犯す行為については、直ちに警察などに連絡し協力を求める
- ⑧いじめが解決した後も、関係する保護者と継続的な連絡を行う

ー「いじめ防止基本方針」より

- 【問い合わせ】
- ▽教育委員会学校教育課(☎41-3146)
 - ▽いじめ相談ダイヤル(☎41-3147)